

令和8年度上山市多胎妊婦健康診査費用の助成について

上山市では多胎妊娠の方を対象に、14回を超えて受診した妊婦健康診査について、多胎妊婦健康診査受診票を交付し妊婦健康診査に係る費用を助成します。

1 対象 次の条件をすべて満たすもの

- (1) 妊婦健康診査を受診する日において、上山市に住所を有する多胎妊娠の方
- (2) 交付された14回分の妊婦健康診査受診票をすべて使用した方
- (3) 全額自己負担で受診した妊婦健康診査（保険適用外であること）

2 助成内容

助成上限額 5,000円（1回あたり）、最大5回分

※受診回数毎に、補助上限額を超えた分は自己負担となります。

3 助成方法

(1) 県内の契約医療機関を受診する場合

母子健康手帳交付時に「多胎妊婦健康診査受診票」を5回分交付します。

※14回分の妊婦健康診査受診票をすべて使用した後にご使用ください。

(2) 県外の契約外医療機関を受診する場合

妊婦健康診査受診票が使用できないため、償還払いとなります。妊婦健康診査費用を自費で支払った後、上山市に助成金交付の申請をすることで妊婦健康診査に準じた内容に限り、健診費用の一部を助成します。助成対象の妊婦健康診査を最後に受診した日から6か月を経過した日が属する月の末日まで子ども子育て課母子保健係へ申請してください。

〈償還払いの申請に必要な書類〉

①上山市多胎妊婦健康診査事業助成金申請書兼請求書

②妊婦健康診査に係る明細書、領収書（原本）

※「妊婦健康診査」と記載されていて、受診者氏名・健診年月日・健診費用・医療機関名の確認ができるもの

③未使用の（多胎用）妊婦健康診査受診票（太枠内の氏名等を記入したもの）

④母子健康手帳

※「妊娠中の経過」の記入がされているページの写し

⑤振込先金融機関口座が確認できる書類（申請者名義の通帳の写し等）

⑥印鑑

【問合せ・申請窓口】

上山市子ども子育て課 母子保健係（12番窓口）

☎023-672-1111（内線169）